

令和5年8月31日	
資料提供	
担当課	水産振興課
担当者	大井、谷
電話	073-441-3004

## 燃油価格の高騰等により影響を受けた漁業者に対する 資金繰り支援について

燃油価格の高騰や不漁により、漁業経営に支障を受けている漁業者に対する資金繰り支援として、県が利子補給及び保証料補助を行う「漁業振興資金」の融資を開始します。

### <漁業振興資金の概要>

- 1 対象者：県内の漁業を営む個人又は法人（漁業協同組合を除く）
- 2 資金使途：運転資金（既往の長期負債の借換は含まない）
- 3 貸付限度額：過去1年間の燃油費相当額<sup>(※1)</sup> + 不漁特別加算<sup>(※2)</sup> ≤ 最高限度額<sup>(※3)</sup>
  - ※1 過去1年間の燃油費相当額  
令和4年9月から令和5年8月に使用した燃油費相当額
  - ※2 不漁特別加算の要件  
直近1年間の水揚高が、それ以前の過去5年間の同時期の水揚高のうち最高と最低の年を除いて3年平均と比較して減少
  - ※3 最高限度額

対象者	貸付限度額
漁業を営む法人	2千万円
漁業を営む個人	1千万円

※注 本資金の融資残高がある場合は、上記最高限度額から融資残高を差し引いた額を上限とする。

- 4 償還期限：6年以内（うち据置期間2年以内）
- 5 支援内容：①利子補給

	基準金利	県利子補給率	末端貸付利率
全ての漁業者	2.05%	1.25%	0.80%

※令和5年8月21日現在（市中金利の変動に応じて改定）

### ②保証料補助

漁船の総トン数	基本保証料率	県補助保証料率	末端保証料率
20トン以上	1.41%	0.46%	0.95%
その他	1.15%	0.43%	0.72%

- 6 融資機関：なぎさ信用漁業協同組合連合会
- 7 債務保証機関：全国漁業信用基金協会
- 8 借入申込受付期間：令和5年9月1日から令和6年2月29日まで（信漁連への申込）
- 9 融資及び債務保証にあたっては、なぎさ信用漁業協同組合連合会、全国漁業信用基金協会の審査による(審査の結果、希望に添えない場合あり)